JALCO ホールディングス株式会社　定款

第１章　　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、JALCO ホールディングス株式会社と称し、英文では JALCO Holdings Inc. と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。また、当会社は、当社グループの経営管理、事業推進、資産保有、資金調達その他グループ経営上必要と認められる範囲において、次の事業及びこれに附帯又は関連する業務を行うことができる。

（１）各種電子機器用部品の製造販売
（２）電子機器の製造販売
（３）医療用機械器具の製造販売
（４）不動産販売、賃貸借、斡旋、管理及び仲介、貸スペースの経営
（５）金属加工機械・工具・計量機器・光学機器及びそれらの部品並びに付属品の製造販売
（６）消費財製造装置の製造販売
（７）産業用機械・装置及び付属品の製造販売
（８）自動制御システムの製造販売
（９）半導体応用製品の製造販売
(10) 一般消費財の製造販売
(11) ソフトウェアの製造販売及び情報処理サービス業
(12) コンサルタント業務
(13) 有価証券の保有・売買及び各種債権の売買・委託
(14) 環境関連機器の製造販売
(15) アミューズメント機器等の割賦販売等
(16) 貸金業
(17) 第二種金融商品取引業
(18) エネルギー事業及びこれに関連する設備・施設の企画、開発、取得、保有、運営、管理、賃貸及び売買

(19) 蓄電池設備、蓄電所、発電設備、受変電設備その他電力関連設備の企画、開発、取得、保有、運営、管理、賃貸及び売買
(20) 電力の売買、供給、需給調整、容量取引、卸電力取引、再生可能エネルギーその他電力・エネルギー関連事業
(21) データセンター、情報処理施設、通信施設その他デジタルインフラ施設の企画、開発、取得、保有、運営、管理、賃貸及び売買
(22) 不動産、エネルギー関連設備、データセンター関連設備その他インフラ資産に関する投資、運用、管理、アセットファイナンス、アセットマネジメント及びコンサルタント業務
(23) 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機　　関)
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

(公告方法)
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載する。

第２章　　株　　式

(発行可能株式総数)
第６条　当会社の発行可能株式総数は、450,416,472 株とする。

(単元株式数)
第７条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は株主名簿管理人を置く。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第３章　株　主　総　会

（基　準　日）
第 11 条　当会社は、毎年３月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）
第 12 条　定時株主総会は毎年６月にこれを招集する。

（招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議方法）
第 14 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。
２．会社法第 309 条第２項に定めによる決議は、株主総会の議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　当会社の株主は株主総会の決議にあたり、議決権を行使することができる他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。
ただし、代理人によって議決権を行使する場合は、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 17 条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（取締役の選任）

第 18 条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任は累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役の解任）

第 20 条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役社長は当会社を代表する。ほかに、取締役の中から当会社を代表する取締役を選任することができる。

２．取締役会の決議をもって、取締役社長１名を選定するほかに、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（相談役及び顧問）

第 22 条　取締役会の決議をもって相談役及び顧問をおくことができる。

（取締役会）

第 23 条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

２．取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

３．取締役会は当会社の取締役全員をもって組織し、法令又は本定款に定めるもののほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

４．取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

５．取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 24 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任）

第 25 条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第 329 条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

３．前項の補欠監査役に係る決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 26 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

（監査役の解任）

第 27 条　監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

（常勤監査役）

第 28 条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

（監査役会）

第 29 条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。
ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役会は、当会社の監査役全員をもって組織し、法令又は本定款に定めるもののほか、当会社の重要な監査に関する事項の協議又は決定をする。

３．監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第６章　　取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）

第 30 条　当会社は取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。
ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 31 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 32 条　当会社は剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 33 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（自己の株式の取得）

第 34 条　当会社は会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（配当金の除斥期間）

第 35 条　期末配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2026 年６月 20 日